

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）が通院に要した費用は、労災保険法第 13 条第 2 項「政府が必要と認める療養の範囲」等による支給要件を満たしているとして、これを不支給とした原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務先の現場での作業中に旋盤に左手を巻き込まれて、「左橈骨尺骨開放骨折」の負傷をし、大学病院で手術を受け入院・加療していた。

請求人は、退院後のリハビリについて、住居地の近くに治療に適した医療機関が見つからなかったとして、引き続き大学病院に通院し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの通院費用を請求したところ、監督署長は、厚生労働省労働基準局長通達（昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号、改正昭和 48 年 2 月 1 日付け基発第 48 号、改正平成 20 年 10 月 30 日付け基発第 1030001 号「移送の範囲」）（以下「通達」という。）による支給要件を満たしておらず、労災保険法第 13 条第 2 項第 6 号の移送とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

退院前に、大学病院の医師（主治医）に住居地の近隣の医療機関名を申し出たところ、いずれも退院後の治療に適していないとして、同大学病院に引き続き通院するように指示されていた。つまり、同一市町村及び隣接する市町村内に、当該傷病の治療に適した医療機関がないために大学病院まで通院しているのであり、通院費用の不支給処分は取り消していただきたい。

### 3 原処分庁の意見

請求人の傷病の状態等からすれば、特殊な治療の実施により、近くの医療機関で加療を受けることが不可能とは評価できない。このため大学病院で継続してリハビリ加療を受ける特段の必要性がなく、同一・隣接市町村に、より利便性のある傷病に適した医療機関がないとも認められないことから、不支給決定処分をしたものである。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人が通院した医療機関

政府が必要と認める移送の範囲については、傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関への通院であって、片道 2 km以上の通院を原則としており、傷病労働者の通院事情及び症状の程度、診療経過、今後の診療方針、診療見込み等を考慮して判断することになる。

請求人の自宅からの通院距離は、直線で約 11 kmの距離であり、2 kmを超える通院であると認められるが、「傷病労働者の住居地又は勤務地から同一の市町村内に存在する当該傷病

の診療に適した労災指定医療機関等への通院」という支給要件には該当しない。

## (2) 大学病院への通院の必要性

請求人が大学病院に通院する必要性について、主治医は、請求人の住居地の近隣に手指のリハビリを目的とした治療に適した医療機関がないこと、執刀医として経過観察が必要であり、必要に応じて再度手術を行う必要を検討していることを考え合わせて、特に同大学病院に引き続き通院する必要があるとしている。

また、地方労災協力医は、請求人の負傷について、単純な骨折ではなく、特別な損傷であると判断すべきで、その治療も難しく、継続的な治療が必要であると述べている。

## (3) 結論

請求人が主治医の指示に従い、当該大学病院での診療を継続し、主治医の下でリハビリ及び経過観察を受けるために通院することは、療養のために必要であり、何ら労災保険法及び通達の意としているところと相反するものとは考えられない。

にもかかわらず、傷病の状態を十分把握せず、通達における支給要件を満たさないとして療養補償給付を支給しないとした処分は当を得たものとは判断できないため、これを取り消すべきである。